

I. 監査の基本事項、II. 監査の実施手続き	
II. 監査の実施手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「監査の重点事項」を令和4年度版に更新。 ○ 書類監査の実施計画を令和4年度版に更新。
III. 書類監査報告書等	
全体	令和3年度の書類監査に差替え。
IV. 実地監査マニュアル	
B. 検証基準	
1. 経営管理等	貸金業法施行規則第10条の2の2の規定を追加。(令和4年4月改正)
2. 法令等遵守態勢 【2-1】 法令等遵守態勢	自主規制基本規則第11条(社内態勢整備)の規定を最新のものに更新。(令和4年2月改正。システムリスク管理態勢の追加)
4. 顧客等に関する情報管理態勢	<p>個人情報保護法及び関連法令を全面的に更新。(令和4年4月改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸金業法施行規則第10条の2の2の規定を追加。 ○ 個人情報保護法関連法令の改正を反映。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等を最新のものに更新。(条ずれ等含む) ・ 以下の規定を追加。 <ul style="list-style-type: none"> 通則ガイドライン 2-8~9 (個人関連情報他) 仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 2-1-1~2 (仮名加工情報他) 通則ガイドライン 2-18~19 (学術研究機関他) 個人情報保護法第19条(不適正な利用の禁止) 個人情報保護法第31条、金融分野ガイドライン第14条(個人関連情報の第三者提供の制限等) 個人情報保護法第26条(漏えい等の報告等)、同法施行規則第7条~10条
5. 外部委託	<p>個人情報保護法及び関連法令を最新のものに更新。(条ずれ含む)(令和4年4月改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法第25条、金融分野ガイドライン第10条(委託先の監督)
6. 取引時確認、疑わしい取引の届出	<p>犯罪収益移転防止法及び関連法令を最新のものに更新。(条ずれ含む)(令和3年7月改正他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認書類に、船舶観光上陸許可書を追加。(同法施行規則第7条関連) ・ 本人確認書類から、国民年金手帳を削除。(同上) ・ 補完書類の有効期間についての記述(同上) ・ 「確認記録の参考様式」を最新のものに差替え。
12. 過剰貸付けの防止 【12-1】 過剰貸付けの防止	令和4年4月の民法改正による成年年齢引下げを踏まえ、個別ガイドライン「11.過剰貸付けの防止」第3条の2の規定を追加。

12. 過剰貸付けの防止 【12-2】個人信用情報の提供等	貸金業法施行規則第30条の13(個人信用情報に含まれる事項)の規定を最新のものに更新。(令和3年7月改正) ・本人確認書類に、船舶観光上陸許可書を追加。
13. 広告に関する規制	令和4年4月の民法改正による成年年齢引下げを踏まえ、個別ガイドライン「11.過剰貸付けの防止」第3条の2の規定を追加。
14. 書面の交付義務	貸金業法施行規則第12条の2、第13条の規定を最新のものに更新。(令和3年11月改正) ・金融サービス仲介業の創設に伴う関連規定の改正
20. システムリスク管理態勢	自主規制基本規則第11条(社内態勢整備)の規定を、業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則第20条の規定に差替え。(令和4年2月改正。システムリスク管理態勢に関する規定の整理によるもの)
20. システムリスク管理態勢	トピックス「○「インターネット取引サービスにおける不正取引等防止に関するガイドライン」について」を追加。
全体	上記の他、所要の改定。
B. 検証基準《別表》	
【別表1】金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(安全管理措置等関係)	個人情報保護法及び関連法令の改正(令和4年4月)を踏まえ、刷新。
【別表2】顧客等の本人特定事項の確認方法(通常の特定期限の場合)及び本人確認書類	犯罪収益移転防止法施行規則の改正(令和3年7月他)を踏まえ、刷新。
【別表7】保証契約 事前交付書面(概要説明・詳細説明)・契約締結時交付書面 記載事項	貸金業法施行規則の改正(令和3年11月)に伴う条ずれ対応。 ・同法施行規則第12条の2第3項→第4項 ・同法施行規則第12条の2第4項→第5項 ・同法施行規則第12条の2第5項→第6項
【別表8】マンスリーステートメント(貸金業法第17条第6項、第18条第3項) 記載事項	貸金業法施行規則の改正(令和3年11月)に伴う条ずれ対応。 ・同法施行規則第13条第16項→第17項 ・同法施行規則第12条の2第5項→第6項
【別表10】貸金業法第19条の帳簿 記載事項	貸金業法施行規則の改正(令和3年11月)に伴う条ずれ対応。 ・同法施行規則第12条の2第3項→第4項 ・同法施行規則第12条の2第4項→第5項 ・同法施行規則第12条の2第5項→第6項
別表1~10 共通	上記の他、所要の改定。
別冊チェックリスト(主な着眼点)	
2. 法令等遵守態勢 項目 No.1	社内規則策定ガイドラインの直近の改正に関する記述を更新。

4. 顧客等に関する情報管理態勢（全体）	個人情報保護法及び関連法令の改正（令和4年4月）を踏まえ、引用法令部分等を更新。
12. 過剰貸付けの防止	令和4年4月の民法改正による成年年齢引下げを踏まえ、「若年者への貸付けに係る留意事項」を項目 No.7 として追加。
全体	上記の他、所要の改定。

以上

旧（第8版）					新（第9版）						
1. 経営管理等					1. 経営管理等						
No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果	No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1～3（略）						1～3（略）					
4	□	不祥事件への対応 【監督指針Ⅱ-2-8(1)①②】	a. 不祥事件(役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為。施行規則26条の25第1項4号)が発覚した場合、速やかに、次の対応を行っているか ・社内規則等に則った内部管理部門への迅速な報告及び経営陣への報告 ・刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等への通報 ・独立した部署(内部監査部門等)での不祥事件の調査・解明の実施 b. 不祥事件の発覚後の対応は適切か ・不祥事件への経営陣の関与はないか、組織的な関与はないか ・不祥事件の内容が資金需要者等に与える影響はどうか ・内部牽制機能が適切に発揮されているか ・再発防止のための改善策や自浄機能は十分か ・関係者の責任の追及は明確におこなわれているか c. 資金需要者等に対する説明や問い合わせへの対応等は適切か	不祥事件届出書(控)、社内調査報告書		4	□	不祥事件への対応 【監督指針Ⅱ-2-8(1)①②】	a. 不祥事件(役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為。施行規則26条の25第1項4号)が発覚した場合、速やかに、次の対応を行っているか ・社内規則等に則った内部管理部門への迅速な報告及び経営陣への報告 ・刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等への通報 ・独立した部署(内部監査部門等)での不祥事件の調査・解明の実施 b. 不祥事件の発覚後の対応は適切か ・不祥事件への経営陣の関与はないか、組織的な関与はないか ・不祥事件の内容が資金需要者等に与える影響はどうか ・内部牽制機能が適切に発揮されているか ・再発防止のための改善策や自浄機能は十分か ・関係者の責任の追及は明確におこなわれているか c. 資金需要者等に対する説明や問い合わせへの対応等は適切か	不祥事件届出書(控)、社内調査報告書	
2. 法令等遵守態勢（監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む）					2. 法令等遵守態勢（監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む）						
No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果	No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1	■	社内規則等の策定 【貸金業法12条の2、施行規則10条の6、自主規制11条】	a. 社内規則等は、協会の自主規制規則に則った内容になっているか ※ 社内規則等については、貸金業者のそれぞれの規模・特性に応じて、創意・工夫を生かし、法令及び法の趣旨を踏まえ自主的に策定する必要があるが、その内容については協会の策定する自主規制規則に則った内容が求められる(監督指針Ⅱ-2-1) b. 社内規則等は、定期的又は必要に応じ、見直しが行われているか 注) 社内規則策定ガイドラインの直近の改正 《平成31年4月》（協会案内発信日H31.4.1） 個人情報保護法施行規則の改正及び個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から十分な認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」の施行等に伴い、「3 個人顧客情報の安全管理措置等」を一部改正した 《令和元年11月改正》（協会案内発信日R1.10.25） 犯罪収益移転防止法第8条第1項に基づく「疑わしい取引の届出」について、「疑わしい取引の参考事例」(金融庁公表)が令和元年4月1日に改正されたことに伴い、「5取引時確認等の措置等」を一部改正した 《令和2年3月、4月改正》（協会案内発信日R2.2.25） 令和2年4月1日「民法の一部を改正する法律」及び「犯罪収益移転防止法施行規則の一部を改正する命令」が施行されること等に伴い、「5取引時確認等の措置等」「10契約に関する説明」「13書面の交付義務」「14取立て行為」「15取引履歴の開示」を一部改正した 《令和2年10月、12月改正》（協会案内発信日R3.4.15） 令和2年10月1日「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」、令和2年12月23日「貸金業法施行規則」・「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び令和2年12月28日「犯罪収益移転防止法施行規則の改正」が施行されたこと等に伴い、「5取引時確認等の措置等」「8貸金業務取扱主任者」を一部改正し	社内規則、業務マニュアル		1	■	社内規則等の策定 【貸金業法12条の2、施行規則10条の6、自主規制11条】	a. 社内規則等は、協会の自主規制規則に則った内容になっているか ※ 社内規則等については、貸金業者のそれぞれの規模・特性に応じて、創意・工夫を生かし、法令及び法の趣旨を踏まえ自主的に策定する必要があるが、その内容については協会の策定する自主規制規則に則った内容が求められる(監督指針Ⅱ-2-1) b. 社内規則等は、定期的又は必要に応じ、見直しが行われているか 注) 社内規則策定ガイドラインの直近の改正 (削除) (削除) (削除) 《令和2年10月、12月改正》（協会案内発信日R3.4.15） 令和2年10月1日「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」、令和2年12月23日「貸金業法施行規則」・「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び令和2年12月28日「犯罪収益移転防止法施行規則の改正」が施行されたこと等に伴い、「5取引時確認等の措置等」「8貸金業務取扱主任者」を一部改正し	社内規則、業務マニュアル	

旧（第8版）				新（第9版）				
		た (追加) (追加) (追加)				た 《令和4年2月改正①》（協会案内発信日R4.2.16） 令和4年4月1日の民法改正による成年年齢下げを踏まえた対応。18歳、19歳の若年者への貸付けに関し、「11過剰貸付けの防止(個人情報情報の提供等を含む。)」 「12広告の取扱い」を一部改正した 《令和4年2月改正②》（協会案内発信日R4.2.28） 「システムリスク管理態勢」に関する個別ガイドラインの策定に伴い、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」を一部改正した 《令和4年5月、7月改正》（協会案内発信日R4.5.20、R4.7.20） 令和4年4月1日の個人情報保護法の改正に伴い「3 個人顧客情報の安全管理措置等」を改正、その他「5 取引時確認等の措置等」を一部改正した		
2～4（略）				2～4（略）				

3. 反社会的勢力による被害の防止（略）

4. 顧客等に関する情報管理態勢

No.	区分	検証項目【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1	□	顧客等に関する情報管理態勢の構築【監督指針Ⅱ-2-2(1)①②】	a. 社内規則等において、法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、適切な顧客等に関する情報管理のための方法及び組織体制の確立(部門間における適切なけん制の確保を含む。)等を具体的に定めているか b. 顧客等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる態勢となっているか c. 顧客等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった資金需要者等への説明、当局への報告及び必要に応じた公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか	情報管理規程、個人情報管理台帳、個人情報の漏えい等に係る届出書	
2	□	個人情報保護宣言の策定【金融分野ガイドライン18条】	a. 個人情報に対する取組方針を、あらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、事業者の個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言(個人情報保護宣言)を策定し、公表しているか ※ 金融分野ガイドライン18条は、公表方法としてインターネットのホームページへの常時掲載や事務所の窓口等での掲示・備付けを例示している	個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)	
3	■	個人情報の利用目的【個人情報保護法15、16条】	a. 個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しているか 保護法15条1項 b. あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱っていないか(保護法18条3項に掲げる場合を除く) 保護法16条1項 ※ 金融分野における個人情報取扱事業者は、保護法第16条、第23条及び第24条に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面(電磁的記録を含む)によることとする(金融分野ガイドライン3条)	個人情報取扱同意書、個人情報の利用目的、個人情報の取扱い状況	
4	■	個人情報の取得【個人情報保護法17、18条】	a. 偽りその他不正の手段により個人情報を取得していないか 保護法17条1項 b. 機微(センシティブ)情報については、金融分野ガイドライン5条に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行わないこととしているか ※ 金融分野における個人情報取扱事業者は、機微(センシティブ)情報については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行わないこととする(金融分野ガイドライン5条1項) ・法令等に基づく場合 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合	個人情報取扱同意書、個人情報の利用目的、個人情報の取扱い状況	

3. 反社会的勢力による被害の防止（略）

4. 顧客等に関する情報管理態勢

No.	区分	検証項目【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1	□	顧客等に関する情報管理態勢の構築【監督指針Ⅱ-2-2(1)①②】	a. 社内規則等において、法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、適切な顧客等に関する情報管理のための方法及び組織体制の確立(部門間における適切なけん制の確保を含む。)等を具体的に定めているか b. 顧客等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる態勢となっているか c. 顧客等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった資金需要者等への説明、当局への報告及び必要に応じた公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか	情報管理規程、個人情報管理台帳、個人情報の漏えい等に係る届出書	
2	□	個人情報保護宣言の策定【金融分野ガイドライン20条】	a. 個人情報に対する取組方針を、あらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、事業者の個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言(個人情報保護宣言)を策定し、公表しているか ※ 金融分野ガイドライン20条は、公表方法としてインターネットのホームページへの常時掲載や事務所の窓口等での掲示・備付けを例示している	個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)	
3	■	個人情報の利用目的【個人情報保護法17、18条】	a. 個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しているか 保護法17条1項 b. あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱っていないか(保護法18条3項に掲げる場合を除く) 保護法18条1項 ※ 金融分野における個人情報取扱事業者は、保護法第18条第1項及び第2項、第27条第1項、第28条第1項並びに第31条第1項第1号に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面(電磁的記録を含む)によることとする(金融分野ガイドライン3条)	個人情報取扱同意書、個人情報の利用目的、個人情報の取扱い状況	
4	■	個人情報の取得【個人情報保護法20、21条】	a. 偽りその他不正の手段により個人情報を取得していないか 保護法20条1項 b. 機微(センシティブ)情報については、金融分野ガイドライン5条に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行わないこととしているか ※ 金融分野における個人情報取扱事業者は、機微(センシティブ)情報については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行わないこととする(金融分野ガイドライン5条1項) ・法令等に基づく場合 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合	個人情報取扱同意書、個人情報の利用目的、個人情報の取扱い状況	

旧（第8版）				新（第9版）			
		<ul style="list-style-type: none"> 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合 ・（追加） 源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等の機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合 保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合 機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合 ※ 機微（センシティブ）情報…保護法第2条第3項に定める要配慮個人情報 並びに 労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、保護法第76条第1項各号若しくは施行規則6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く）（金融分野ガイドライン5条1項） ※ 要配慮個人情報…本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報（保護法2条3項） <p>c. 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しているか 保護法18条3項</p>				<ul style="list-style-type: none"> 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合 ・ 学術研究機関等から学術研究目的で機微（センシティブ）情報を取得する必要がある場合や、学術研究機関等が学術研究目的で取り扱う必要がある場合において当該学術研究機関に機微（センシティブ）情報を第三者提供する場合、他 源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等の機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合 保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合 機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合 ※ 機微（センシティブ）情報…保護法第2条第3項に定める要配慮個人情報 並びに 労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、保護法第57条第1項各号若しくは施行規則6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く）（金融分野ガイドライン5条1項） ※ 要配慮個人情報…本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報（保護法2条3項） <p>c. 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しているか 保護法21条3項</p>	
5	■	<p>個人データの管理 【個人情報保護法19～22条、貸金業法施行規則10条の2】</p> <p>a. 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めているか 保護法19条</p> <p>b. 取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じているか 保護法20条</p> <p>c. 従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行っているか 保護法21条</p> <p>※ 貸金業法施行規則10条の2においても、個人の資金需要者等に関する情報の安全管理措置を適切に講じることが義務づけられている</p> <p>注) 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合の監督責任（保護法22条）については、監査項目「5. 外部委託」で検証する</p> <p>◆【別表1】金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（完全管理措置等）</p> <p>※ 監督指針Ⅱ-2-2(1)②ハ a.は、「必要かつ適切な措置」として、以下の措置を講じることとしている</p> <p>（安全管理について必要かつ適切な措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 金融分野ガイドライン8条の規定に基づく措置 - 金融分野ガイドライン実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置 <p>（役職員の監督について必要かつ適切な措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 金融分野ガイドライン9条の規定に基づく措置 - 金融分野ガイドライン実務指針Ⅱの規定に基づく措置 	個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程、安全管理措置の実施体制、従業者との非開示契約、個人データの安全管理措置の周知徹底状況、個人情報保護に関する監査結果	5	■	<p>個人データの管理 【個人情報保護法22～25条、貸金業法施行規則10条の2】</p> <p>a. 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めているか 保護法22条</p> <p>b. 取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じているか 保護法23条</p> <p>c. 従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行っているか 保護法24条</p> <p>※ 貸金業法施行規則10条の2においても、個人の資金需要者等に関する情報の安全管理措置を適切に講じることが義務づけられている</p> <p>注) 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合の監督責任（保護法25条）については、監査項目「5. 外部委託」で検証する</p> <p>◆【別表1】金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（安全管理措置等）</p> <p>※ 監督指針Ⅱ-2-2(1)②ハ a.は、「必要かつ適切な措置」として、以下の措置を講じることとしている</p> <p>（安全管理について必要かつ適切な措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 金融分野ガイドライン8条の規定に基づく措置 - 実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置 <p>（役職員の監督について必要かつ適切な措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 金融分野ガイドライン9条の規定に基づく措置 - 実務指針Ⅱの規定に基づく措置 	個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程、安全管理措置の実施体制、従業者との非開示契約、個人データの安全管理措置の周知徹底状況、個人情報保護に関する監査結果
6	■	<p>個人データの第三者への提供 【個人情報保護法23条】</p> <p>a. 次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供していないか 保護法23条1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令に基づく場合 ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき ・ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき ・ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する 	個人情報取扱同意書、外部委託状況一覧、個人データの共同利用状況の一覧	6	■	<p>個人データの第三者への提供 【個人情報保護法27条】</p> <p>a. 次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供していないか 保護法27条1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令に基づく場合 ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき ・ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき ・ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する 	個人情報取扱同意書、外部委託状況一覧、個人データの共同利用状況の一覧

旧（第8版）				新（第9版）			
		<p>ことに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>※ 個人データの提供を受ける者が「第三者」に該当しない場合（保護法23条5項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合 ・ 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合 ・ 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき <p>注）「第三者」に該当しない場合であっても、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、保護法22条により委託先に対する監督責任が課される</p>				<p>ことに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき等</p> <p>※ 個人データの提供を受ける者が「第三者」に該当しない場合（保護法27条5項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合 ・ 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合 ・ 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき <p>注）「第三者」に該当しない場合であっても、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、保護法25条により委託先に対する監督責任が課される</p>	
7	■	<p>第三者提供に係る記録の作成等 【個人情報保護法25条】</p> <p>a. 個人データを第三者（保護法第2条第5項各号に掲げる者を除く）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しているか（当該個人データの提供が保護法第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合を除く） 保護法25条1項</p> <p>※ 第三者提供に係る記録事項（本人の同意による第三者提供の場合） 保護法施行規則13条1項2号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護法第23条第1項又は法第24条の本人の同意を得ている旨 ・ 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨） ・ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項 ・ 当該個人データの項目 <p>※ 当該第三者提供に関して作成された契約書その他の書面に、保護法施行規則13条1項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって保護法25条1項の当該事項に関する記録に代えることができる（保護法施行規則12条3項）</p> <p>b. 前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間（原則3年。保護法施行規則14条）保存しているか 保護法25条2項</p>	第三者提供時の記録	7	■	<p>第三者提供に係る記録の作成等 【個人情報保護法29条】</p> <p>a. 個人データを第三者（保護法第16条第2項各号に掲げる者を除く）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しているか（当該個人データの提供が保護法第27条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合を除く） 保護法29条1項</p> <p>※ 第三者提供に係る記録事項（本人の同意による第三者提供の場合） 保護法施行規則20条1項2号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護法第27条第1項又は法第28条第1項の本人の同意を得ている旨 ・ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨） ・ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項 ・ 当該個人データの項目 <p>※ 本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に、保護法施行規則20条1項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって保護法29条1項の当該事項に関する記録に代えることができる（保護法施行規則19条3項）</p> <p>b. 前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間（原則3年。保護法施行規則21条）保存しているか 保護法29条2項</p>	第三者提供時の記録
8	■	<p>第三者から提供を受ける際の確認等 【個人情報保護法26条】</p> <p>a. 第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行なっているか（当該個人データの提供が保護法第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合を除く） 保護法26条1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯 <p>b. 上記（保護法26条1項）の確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しているか 保護法26条3項</p> <p>※ 第三者提供を受ける際の記録事項（本人の同意による第三者提供の場合） 保護法施行規則17条1項2号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護法第23条第1項又は法第24条の本人の同意を得ている旨 ・ 保護法第26条第1項各号に掲げる事項（当該第三者の氏名・住所等、取得の経緯） ・ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項 ・ 当該個人データの項目 <p>c. 前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間（原則3年。保護法施行規則18条）保存しているか 保護法26条4項</p>	第三者提供を受けるに際しての確認記録	8	■	<p>第三者から提供を受ける際の確認等 【個人情報保護法30条】</p> <p>a. 第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行なっているか（当該個人データの提供が保護法第27条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合を除く） 保護法30条1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯 <p>b. 上記（保護法30条1項）の確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しているか 保護法30条3項</p> <p>※ 第三者提供を受ける際の記録事項（本人の同意による第三者提供の場合） 保護法施行規則24条1項2号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護法第27条第1項又は法第28条第1項の本人の同意を得ている旨 ・ 保護法第30条第1項各号に掲げる事項（当該第三者の氏名・住所等、取得の経緯） ・ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項 ・ 当該個人データの項目 <p>c. 前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間（原則3年。保護法施行規則25条）保存しているか 保護法30条4項</p>	第三者提供を受けるに際しての確認記録
9	■	<p>保有個人データに関する事項の公表等 【個人情報保護法27条】</p> <p>a. 保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いているか 保護法27条1項、同法施行令8条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称 	保有個人データの利用目的、開示等手続きの定め	9	■	<p>保有個人データに関する事項の公表等 【個人情報保護法32条】</p> <p>a. 保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いているか 保護法32条1項、同法施行令10条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 	保有個人データの利用目的、開示等手続きの定め

旧（第8版）					新（第9版）						
			<ul style="list-style-type: none"> 全ての保有個人データの利用目的（保護法第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。） 当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知の求め、又は保有個人データの開示の請求、内容の訂正等の請求、若しくは利用停止等の請求、若しくは第三者提供の停止の請求に応じる手続（同33条2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。） <p><u>（追加）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先 								
5. 外部委託					5. 外部委託						
No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果	No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1～2（略）											
3	■	個人データの取扱いを委託する場合 【個人情報保護法22条】	a. 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行なっているか <u>保護法22条</u> ◆【別表1】金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（安全管理措置等） ※ 監督指針Ⅱ-2-3(1)⑥は、「必要かつ適切な措置」として、以下の措置を講じることとしている - 金融分野ガイドライン10条の規定に基づく措置 - <u>金融分野ガイドライン</u> 実務指針Ⅲの規定に基づく措置	業務委託契約書、委託先選定基準、委託先の監督状況		3	■	個人データの取扱いを委託する場合 【個人情報保護法25条】	a. 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行なっているか <u>保護法25条</u> ◆【別表1】金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（安全管理措置等） ※ 監督指針Ⅱ-2-3(1)⑥は、「必要かつ適切な措置」として、以下の措置を講じることとしている - 金融分野ガイドライン10条の規定に基づく措置 - 実務指針Ⅲの規定に基づく措置	業務委託契約書、委託先選定基準、委託先の監督状況	
6. 取引時確認、疑わしい取引の届出（略） 7. 相談、苦情及び紛争等の対応態勢（略） 8. 貸金業務取扱主任者（略） 9. 禁止行為（略） 10. 利息・保証料等に係る制限等（略） 11. 契約に係る説明態勢（略）											
12. 過剰貸付けの防止（個人信用情報の提供等を含む）											
No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果	No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1	●	返済能力の調査に係る基準 【自主規制基本規則21条の2】	a. 貸金業法その他の関係法令を遵守し、 <u>自主規制基本規則の規程に従った</u> 適正な貸付けの契約の締結が行われるようにするため、例えば、顧客等の収入又は収益その他資力及び支出の状況、借入れの状況、資金使途等を考慮した返済能力の調査に係る基準を設けなければならない。	審査基準書、審査マニュアル		1	●	返済能力の調査に係る基準 【自主規制基本規則21条の2】	a. 貸金業法その他の関係法令を遵守し、適正な貸付けの契約の締結が行われるようにするため、例えば、顧客等の収入又は収益その他資力及び支出の状況、借入れの状況、資金使途等を考慮した返済能力の調査に係る基準を設けなければならない。	審査基準書、審査マニュアル	
2～6（略）											
		<u>（追加）</u>				7	●	<u>若年者への貸付けに係る留意事項</u> 【個別ガイドライン 11.過剰貸付けの防止 3条の2】	a. <u>若年者（18歳又は19歳の若年者）への貸付けの契約を締結しようとする場合は、貸付額にかかわらず、収入の状況を示す書類の提出又は提供を受けてこれを確認することとしているか。また、当該書類は、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日まで保存するなど、貸金業法施行規則第10条の18第2項の規定に沿って保存することとしているか。</u>	収入の状況を示す書類	

旧（第8版）					新（第9版）				
7	■	総量規制 【貸金業法13条の2】	(略)	(略)	8	■	総量規制 【貸金業法13条の2】	(略)	(略)
8	■	総量規制の除外貸付け 【貸金業法13条の2、施行規則10条の21】	(略)	(略)	9	■	総量規制の除外貸付け 【貸金業法13条の2、施行規則10条の21】	(略)	(略)
9	■	総量規制の除外貸付け 【貸金業法13条の2、施行規則10条の23】	(略)	(略)	10	■	総量規制の除外貸付け 【貸金業法13条の2、施行規則10条の23】	(略)	(略)
10	■	個人事業者向け貸付け 【貸金業法13条の2、施行規則10条の23】	(略)	(略)	11	■	個人事業者向け貸付け 【貸金業法13条の2、施行規則10条の23】	(略)	(略)
11	●	法人向け貸付け 【自主規制基本規則31条、32条】	(略)	(略)	12	●	法人向け貸付け 【自主規制基本規則31条、32条】	(略)	(略)
12	□	経営者保証ガイドラインへの対応 【監督指針Ⅱ-2-13-3(2)】	(略)	(略)	13	□	経営者保証ガイドラインへの対応 【監督指針Ⅱ-2-13-3(2)】	(略)	(略)
13	■	極度方式基本契約を締結している場合の途上与信調査 【貸金業法13条の3、13条の4】	(略)	(略)	14	■	極度方式基本契約を締結している場合の途上与信調査 【貸金業法13条の3、13条の4】	(略)	(略)
14	■	極度方式基本契約を締結している場合の年収証明書の取得 【貸金業法13条の3第3項】	(略)	(略)	15	■	極度方式基本契約を締結している場合の年収証明書の取得 【貸金業法13条の3第3項】	(略)	(略)
15	■	加入指定信用情報機関の商号等の公表 【貸金業法41条の37】	(略)	(略)	16	■	加入指定信用情報機関の商号等の公表 【貸金業法41条の37】	(略)	(略)
16	■	個人信用情報の提供等 【貸金業法41条の35】	(略)	(略)	17	■	個人信用情報の提供等 【貸金業法41条の35】	(略)	(略)
17	■	信用情報の目的外使用等の禁止 【貸金業法41条の38、施行規則10条の3】	(略)	(略)	18	■	信用情報の目的外使用等の禁止 【貸金業法41条の38、施行規則10条の3】	(略)	(略)

旧（第8版）

新（第9版）

13. 広告に関する規制（略）

13. 広告に関する規制（略）

14. 書面の交付義務

14. 書面の交付義務

No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1～4（略）					
5	■	保証契約 契約締結前書面の交付（概要説明・詳細説明） 【貸金業法16条の2第3項】	a. 書面の様式は適正か ◆【別表7】保証契約 事前交付書面（概要説明・詳細説明）・契約締結時交付書面 記載事項 b. 法令で定める事項を適正に記載しているか c. 適正に交付しているか ※ 保証契約の概要を記載した書面と詳細を記載した書面を同時に交付する必要がある（施行規則12条の2第6項） 注「同時に交付する」の解釈に関し、貸金業法関係法令等に係るFAQ（JFSAニュース平成29年4月号 通巻110号3ページ）を参照のこと ※ 協会員は自主規制基本規則24条2項により、保証契約締結日の前日までの交付が義務付けられている（事業者貸付については、同規則34条に例外あり）	保証契約概要説明書、保証契約詳細説明書	
6～15（略）					

No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1～4（略）					
5	■	保証契約 契約締結前書面の交付（概要説明・詳細説明） 【貸金業法16条の2第3項】	a. 書面の様式は適正か ◆【別表7】保証契約 事前交付書面（概要説明・詳細説明）・契約締結時交付書面 記載事項 b. 法令で定める事項を適正に記載しているか c. 適正に交付しているか ※ 保証契約の概要を記載した書面と詳細を記載した書面を同時に交付する必要がある（施行規則12条の2第7項） 注「同時に交付する」の解釈に関し、貸金業法関係法令等に係るFAQ（JFSAニュース平成29年4月号 通巻110号3ページ）を参照のこと ※ 協会員は自主規制基本規則24条2項により、保証契約締結日の前日までの交付が義務付けられている（事業者貸付については、同規則34条に例外あり）	保証契約概要説明書、保証契約詳細説明書	
6～15（略）					

15. 取立行為規制（略）

15. 取立行為規制（略）

16. 帳簿の備付け等（証明書の携帯等を含む）（略）

16. 帳簿の備付け等（証明書の携帯等を含む）（略）

17. 債権譲渡等（略）

17. 債権譲渡等（略）

18. 営業店登録（略）

18. 営業店登録（略）

19. 過払金支払（略）

19. 過払金支払（略）

20. システムリスク管理態勢

20. システムリスク管理態勢

No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1	□	システムリスクに対する認識、管理態勢等 【監督指針Ⅱ-2-4(1)①②③】	a. システムリスクについて経営陣をはじめ、役職員がその重要性を十分認識し、定期的なレビューを行うとともに、全社的なシステムリスク管理の基本方針が策定されているか ※ システムリスク・・・コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備若しくはコンピュータが不正に使用されることにより、資金需要者等又は貸金業者が損失を被るリスクをいう（監督指針Ⅱ-2-4） ※ 貸金業務をコンピュータシステムを用いて大量に処理する貸金業者としては以下の様なものが想定される（監督指針Ⅱ-2-4） ・ 自社において自動契約受付機又は現金自動設備を設置している貸金業者 ・ 受払等業務委託先と自動契約受付機又は現金自動設備の利用提携をしている貸金業者 ※ 各着眼点に記述されている字義どおりの対応がなされていない場合にあっても、当該貸金業者の規模、貸金業務の処理におけるコンピュータシステムの占める役割などの特性からみて、資金需要者等の保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない（監督指針Ⅱ-2-4） b. 経営陣は、システム障害やサイバーセキュリティ事案の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか c. システムを統括管理する役員を定めているか	システムリスク管理の基本方針、組織図	

No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1	□	システムリスクに対する認識、管理態勢等 【監督指針Ⅱ-2-4(1)①②③】	a. システムリスクについて経営陣をはじめ、役職員がその重要性を十分認識し、定期的なレビューを行うとともに、全社的なシステムリスク管理の基本方針が策定されているか ※ システムリスク・・・コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備若しくはコンピュータが不正に使用されることにより、資金需要者等又は貸金業者が損失を被るリスクをいう（監督指針Ⅱ-2-4） ※ 貸金業務をコンピュータシステムを用いて大量に処理する貸金業者としては以下の様なものが想定される（監督指針Ⅱ-2-4） ・ 自社において自動契約受付機又は現金自動設備を設置している貸金業者 ・ 受払等業務委託先と自動契約受付機又は現金自動設備の利用提携をしている貸金業者 ※ 各着眼点に記述されている字義どおりの対応がなされていない場合にあっても、当該貸金業者の規模、貸金業務の処理におけるコンピュータシステムの占める役割などの特性からみて、資金需要者等の保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない（監督指針Ⅱ-2-4） b. 経営陣は、システム障害やサイバーセキュリティ事案の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか c. システムを統括管理する役員を定めているか	社内規則、システムリスク管理の基本方針、組織図	

旧（第8版）					新（第9版）						
			<p>d. システムリスク管理の基本方針に、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託先に関する方針が含まれているか</p> <p>e. 経営陣は、リスクが顕在化した場合、資金需要者等や自社の貸金業務に影響を与える可能性があるほか、指定信用情報機関を通じて他の貸金業者の貸金業務にも影響を与える可能性があることを踏まえ、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか</p>				<p>d. システムリスク管理の基本方針に、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託先に関する方針が含まれているか</p> <p>e. 経営陣は、リスクが顕在化した場合、資金需要者等や自社の貸金業務に影響を与える可能性があるほか、指定信用情報機関を通じて他の貸金業者の貸金業務にも影響を与える可能性があることを踏まえ、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか</p>				
2～9（略）					2～9（略）						
2.1. 非営利特例対象法人					2.1. 非営利特例対象法人						
No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果	No.	区分	検証項目 【関連法令等】	検証に際しての主な着眼点	検証物件等	検証結果
1～2（略）						1～2（略）					
3	■	<p>特定非営利金融法人のうち特定非営利活動貸付けを行う者に対する特例措置の適用 【施行規則10条の16の2、10条の21の2、30条の12の2】</p>	<p>a. 特定非営利金融法人のうち特定非営利活動貸付けを行う者が特例措置（指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務の免除及び総量規制の適用除外）を受けられる場合には、次の要件を満たしているか</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動として行われる貸付けであること 当該貸付けに係る契約を締結するまでに、当該貸付けに係る契約の相手方となろうとする者に係る返済能力に関する事項の調査として、当該者が貸金業者に対して負担する債務の総額その他当該者（事業を営む者に限る。）の財務の状況を把握すること 当該貸付けに係る契約に係る保証契約を締結する場合にあっては、当該保証契約を締結するまでに、当該保証契約の保証人となろうとする者に係る返済能力に関する事項の調査として、当該者が貸金業者に対して負担する債務の総額を把握すること 返済期間を通じて、当該貸付けに係る契約の相手方及び保証人に係る返済能力に関する事項の調査として、当該相手方及び保証人が貸金業者に対して負担する債務の総額その他当該相手方（事業を営む者に限る。）の財務の状況を定期的に把握し、必要に応じてこれらの者に対する助言又は指導を行うこと 当該貸付けに関し、貸金業者が年7.5パーセントを超える割合による利息の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと 当該貸付けが特定非営利活動として行われている事実が確認できる書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあっては、当該債権の消滅した日）までの間保存すること <p>※ 施行規則第1条の2の4第2項に規定する特定非営利金融法人が行う同条第3項に規定する特定貸付契約については、法第13条第2項で規定する返済能力調査にあつての指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務等について、一定の特例措置が認められている（監督指針Ⅱ-2-21）</p>	借入申込書、返済能力調査記録、借用証書、当該貸付けが特定非営利活動として行われていることが確認できる記録		3	■	<p>特定非営利金融法人のうち特定非営利活動貸付けを行う者に対する特例措置の適用 【施行規則1条の2の4、10条の16の2、10条の21の2、30条の12の2】</p>	<p>a. 特定非営利金融法人のうち特定非営利活動貸付けを行う者が特例措置（指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務の免除及び総量規制の適用除外）を受けられる場合には、次の要件を満たしているか</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動として行われる貸付けであること 当該貸付けに係る契約を締結するまでに、当該貸付けに係る契約の相手方となろうとする者に係る返済能力に関する事項の調査として、当該者が貸金業者に対して負担する債務の総額その他当該者（事業を営む者に限る。）の財務の状況を把握すること 当該貸付けに係る契約に係る保証契約を締結する場合にあっては、当該保証契約を締結するまでに、当該保証契約の保証人となろうとする者に係る返済能力に関する事項の調査として、当該者が貸金業者に対して負担する債務の総額を把握すること 返済期間を通じて、当該貸付けに係る契約の相手方及び保証人に係る返済能力に関する事項の調査として、当該相手方及び保証人が貸金業者に対して負担する債務の総額その他当該相手方（事業を営む者に限る。）の財務の状況を定期的に把握し、必要に応じてこれらの者に対する助言又は指導を行うこと 当該貸付けに関し、貸金業者が年7.5パーセントを超える割合による利息の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと 当該貸付けが特定非営利活動として行われている事実が確認できる書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあっては、当該債権の消滅した日）までの間保存すること <p>※ 施行規則第1条の2の4第2項に規定する特定非営利金融法人が行う同条第3項に規定する特定貸付契約については、法第13条第2項で規定する返済能力調査にあつての指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務等について、一定の特例措置が認められている（監督指針Ⅱ-2-21）</p>	借入申込書、返済能力調査記録、借用証書、当該貸付けが特定非営利活動として行われていることが確認できる記録	
4	■	<p>特定非営利金融法人のうち生活困窮者支援貸付けを行う者に対する特例措置の適用 【施行規則10条の16の2、10条の21の2、30条の12の2】</p>	<p>a. 特定非営利金融法人のうち生活困窮者支援貸付けを行う者が特例措置（指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務の免除及び総量規制の適用除外）を受けられる場合には、次の要件を満たしているか</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者（収入をもって最低限度の生活を維持するために必要な費用及び債務の弁済の費用を賄うことができない個人であつて、これらの費用に充てるべき資産を有しない者に限る）を支援するための貸付けであること 当該貸付けに係る契約を締結するまでに、当該貸付けに係る契約の相手方となろうとする者が既に負担している債務を可能な限り整理し、かつ、当該貸付けに係る契約の相手方となろうとする者の経済生活の再生が行われるよう解決すべき課題の把握（＝アセスメント）を、借入れ及び返済に関する相談について専門的な知識及び経験を有する者により行い、アセスメントの結果に基づき生活再建のための計画を策定するための措置を講じていること 当該貸付けに係る契約に係る保証契約を締結する場合にあっては、当該保証契約を締結するまでに、当該保証契約の保証人となろうとする者に係る返済能力に関する事項の調査として、当該者が貸金業者に対して負担する債務の総額を把握すること 返済期間を通じて、第一号の生活再建のための計画の進捗状況並びに当該貸付けに係る契約の相手方及び保証人が負担する債務の総額を定期的に把握し、必要に応じてこれらの者に対する助言又は指導を行うこと 当該貸付けに関し、貸金業者が年7.5パーセントを超える割合による利息の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと 	借入申込書、返済能力調査記録、借用証書、当該貸付けが生活困窮者を支援する貸付けであることが確認できる記録		4	■	<p>特定非営利金融法人のうち生活困窮者支援貸付けを行う者に対する特例措置の適用 【施行規則1条の2の4、10条の16の2、10条の21の2、30条の12の2】</p>	<p>a. 特定非営利金融法人のうち生活困窮者支援貸付けを行う者が特例措置（指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務の免除及び総量規制の適用除外）を受けられる場合には、次の要件を満たしているか</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者（収入をもって最低限度の生活を維持するために必要な費用及び債務の弁済の費用を賄うことができない個人であつて、これらの費用に充てるべき資産を有しない者に限る）を支援するための貸付けであること 当該貸付けに係る契約を締結するまでに、当該貸付けに係る契約の相手方となろうとする者が既に負担している債務を可能な限り整理し、かつ、当該貸付けに係る契約の相手方となろうとする者の経済生活の再生が行われるよう解決すべき課題の把握（＝アセスメント）を、借入れ及び返済に関する相談について専門的な知識及び経験を有する者により行い、アセスメントの結果に基づき生活再建のための計画を策定するための措置を講じていること 当該貸付けに係る契約に係る保証契約を締結する場合にあっては、当該保証契約を締結するまでに、当該保証契約の保証人となろうとする者に係る返済能力に関する事項の調査として、当該者が貸金業者に対して負担する債務の総額を把握すること 返済期間を通じて、第一号の生活再建のための計画の進捗状況並びに当該貸付けに係る契約の相手方及び保証人が負担する債務の総額を定期的に把握し、必要に応じてこれらの者に対する助言又は指導を行うこと 当該貸付けに関し、貸金業者が年7.5パーセントを超える割合による利息の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと 	借入申込書、返済能力調査記録、借用証書、当該貸付けが生活困窮者を支援する貸付けであることが確認できる記録	

実地監査マニュアル 別冊チェックリスト（主な着眼点） 新旧対照表

旧（第8版）				新（第9版）			
			<p>・当該貸付けが生活困窮者を支援するために行われている事実が確認できる書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録並びに第一号のアセスメント及び生活再建のための計画の内容を記載した書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときあっては、当該債権の消滅した日）までの間保存すること</p>				<p>・当該貸付けが生活困窮者を支援するために行われている事実が確認できる書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録並びに第一号のアセスメント及び生活再建のための計画の内容を記載した書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときあっては、当該債権の消滅した日）までの間保存すること</p>

以上